

“リスクコミュニケーション”を考える

有害化学物質削減ネットワーク 理事 井上 啓

リスクコミュニケーションとの出会い

環境省（当時は環境庁）がOECDの勧告を実施に移すため「PRTR制度」（化学物質排出把握管理制度）の法制化に向けた利害関係者による検討会を立ちあげ、「PRTR利用手法検討会」という部会の委員として、私も日本消費者連盟の立場で参加することになりました。

この「利用手法検討会」という委員会では、PRTR制度ができたのち、集積される有害化学物質の排出・移動データを、市民生活の安全のために活用できるようにするためにはどのような手法があるのか、また、事業所からの排出削減へのインセンティブはどのようなものかなどが検討され、公表データをもとに行政（自治体）、事業者、市民が対話できる場を作る意義について話し合いがもたれたと記憶しています。

「リスクコミュニケーション」という言葉を最初に聞いたのは、この時で、環境省サイドからは、PRTR制度の設計の一番大事な要素として示されたと考えています。

指定された354物質（現在は462物質）の有害化学物質を取り扱う事業所から、毎年報告される環境への排出量や、廃棄物等として移動される量の報告データは、そのままではなんの役にも立ちません

PRTRのデータからわかることは、自分の住む地域の環境にどのような化学物質がどの程度放出されているかということです。

その結果、大切なことは、環境中の化学物質によって私たちがどのような被害や不利益（リスク）をこうむる可能性があり、そのリスクを削減するために排出事業者がどのようなリスク管理を行う必要があるかを知ることです。

その上で、市民と行政、事業所側が対等な関係でテーブルにつき、率直な情報交換と協議を行い、行政のもつ情報とも重ね合わせて、少しでも周辺住民のリスクを減らす努力を求め、相互理解を進める社会関係を作る場として「リスクコミュニケーション」が構想されていると理解しました。

私は、当時の検討会で、このリスクコミュニケーションを真に住民・市民にとって意味あるものにする最低限の条件として、関係する行政、事業者、専門家等の持つ化学物質の危害情報（ハザード情報）、リスク評価情報、リスク管理手法などすべての情報が公開されること、その上で専門家の手を借りてでも住民自身が自らのリスクを理解し、対等な場での対話ができる力をもつことが必要で、そのための支援を行政が行わねばならないと主張しました。

PRTR制度の導入を勧告したOECDも、『リスクコミュニケーション』の最終目標は利害関係者がリスクに基づく決定の裏付けとなる論理的根拠を理解するのを助け、利害

関係者自身の関心や価値観に照らし、目前の問題に関する事実証拠を踏まえた上で、バランスのとれた判断を下せるようにすることにある」とし、「「化学品の消費者などに対して、コミュニケーションをする側（製品に関する助言を行う政府機関など）の正当性を説得するためのものであると考えてはならない。」」と警告していました。

この制度発足後、環境省とともに主務官庁となった経済産業省も『情報の共有と信頼醸成のための地域対話／リスクコミュニケーション』と表現し、その実施は事業者や、環境省が「環境リスク管理者」と位置づける自治体の責任だとしています。

安全・安心科学技術及び社会連携委員会、3月27日報告「リスクコミュニケーションの推進方策」は上記OECDの考え方と軌を一にしたものと思えるものといえます。

しかし、以下の復興庁をはじめ11省庁連名で出されている「リスクコミュニケーション」は似て非なるものと思える。

第9回原子力委員会に提出された2月の「帰還に向けた放射線リスクコミュニケーションに関する施策パッケージ」や、最近の「風評被害防止のためのリスクコミュニケーション」という施策は「リスコミ」ではなく「スリコミ」というべきもので、各ステークホルダーの参加と協働による信頼関係を元にしたリスク削減のためのコミュニケーションとは言い難い。

事 例

消費者庁と日本消費生活アドバイザー・コンサルタント協会が主催する「食品中の放射性物質に関するリスクコミュニケーション講座」

「食品中の放射性物質に関するコミュニケーター養成研修」で2時間の研修で「修了証書」（認定書ではない）が出され、受講者は「原発事故に伴う消費者の不安の払拭を目的としたリスクコミュニケーションの強化のため」働くことになります。

「食品中の放射性物質に関する説明」と「不信感を抱かせない話し方のこつ」という講演を聴き、短時間の質疑で終了となります。テキストは消費者庁発行の「食品と放射能Q&A」とDVD。

食品中の放射能について不安を持つ市民に“不信感をもたせない話し方で”“政府の決めている基準値は安全です”と説明することが消費者庁の「リスクコミュニケーション」のあり方のようなものでした。これは、典型的な「コミュニケーションをする側の正当性を説得するためのもの」といえます。

私たちは、次のような図を使って、それぞれの利害関係者の位置と関係性を示し、リスクコミュニケーションが成り立つ要件と到達目的、その中でのTウオッチの機能と役割を

明らかにしました。

P R T R制度を有害化学物質削減のためのツールにしようと、Tウオッチは、年度ごとの報告データの検討とともに、ウェブによるデータ検索サイトを作成し、あわせて各地域で市民、行政、企業3者の参加によるセミナーを実施してきました。

しかし、当初思い描いたような「リスクコミュニケーション」を実現できるまでには至っていませんが、この政策対話の場で、それぞれのセクターのもつ力を最大限活かし、2020年目標をどこの国にも先んじて達成する協同をすすめたいと考えています。

図に示したような関係性でのコミュニケーションを実現し、有害化学物質のリスクを削減する協同の取り組みができるようなモデルを作りたいものです。

そのためには、次のような取り組みを日常的に実施することが必要ではないかと考えています。

有害化学物質による環境汚染とそれに伴う人的、生態的リスクを削減するためには、何よりも市民自身が身の回りの化学物質に対する関心を抱くこと、そのような機会を日常的に提供することが重要となっています。

